

2 国際第884号

関税割当公表第58号

令和3年度のオーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉
誘導体の関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づく割当ての対象となるエステル化でん粉その他のでん粉誘導体（以下「オーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和3年2月15日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

オーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第3505.10号の1に掲げる物品）。

2 合計割当数量 14,000 t

3 通関期限 令和4年3月31日

第2 関税割当申請書の受付の担当課

農林水産省政策統括官付地域作物課（以下「受付担当課」という。）

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(4)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残量及び各期間の開始日の前々週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）までに返還された割当数量の合計が1 t以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和3年3月9日（火）から同年3月15日（月）まで

(2) 令和3年6月22日（火）から同年6月28日（月）まで

(3) 令和3年10月5日（火）から同年10月12日（火）まで

(4) 令和4年1月18日（火）から同年1月24日（月）まで

なお、(2)から(4)までに掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当数量（以下「割当可能数量」という。）は、各期間の開始日の前の週の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の平日）に当省ウェブサイトに掲載する。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に当省へ必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省政策統括官付地域作物課 関税割当担当者宛

第5 関税割当申請者の資格

エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 関税割当証明書の写し

- (1) 第4の1の(1)の期間に申請する場合であって、令和2年度に割当実績があり、引き続き輸入通関のため関税割当証明書を使用する場合は、当該関税割当証明書の写し（輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCSS）の申告添付登録（MSX）を利用している場合は、直近の関税割当証明書（裏落）内容照会情報を添付すること。以下同じ。）及びその輸入に係る関連書類の写し。
- (2) 第4の1の(2)から(4)の期間に申請する場合であって、令和3年度に割当てを受けており、返納していない関税割当証明書がある場合は、当該関税割当証明書の写し。

2 関税割当申請書類表（別添様式1）

- 3 令和2年度及び令和3年度のオーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の輸入通関実績及び計画（別添様式2）
- 4 令和2年度及び令和3年度のオーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の販売（使用）実績及び計画（別添様式3）
- 5 法人の登記事項証明書（写し）（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

なお、受付担当課への提出に当たっては、上から① 2の別添様式 1、② 関税割当申請書、③ 3から 5までに掲げる添付書類の順に揃えて提出するものとする。

ただし、前年度において受付担当課に関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、5の書類の内容に変更のないものについては、5の書類の添付を必要としない。また、令和3年度に2件又は2期以上受付担当課に関税割当申請書を提出する場合であって、5の書類の内容に変更のない場合においては、2件目以降は5の書類の添付を必要としない。

第7 割当基準

1 第4の1の(1)に掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、1申請者当たりの申請数量は2,800 t 又は令和3年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合
申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合
各申請者に対して第1の2に掲げる合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、算出された数量が1 kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。

また、算出された数量のうち1 kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

2 第4の1の(2)から(4)までに掲げる期間の場合

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、第4の1の(2)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は2,800 t、使用（販売）計画数量（令和3年7月初日から令和4年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を、第4の1の(3)に掲げる期間に

における1申請者当たりの申請数量は2,800 t、使用（販売）計画数量（令和3年11月初日から令和4年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、第4の1の(4)に掲げる期間における1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（令和4年2月初日から同年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とする。

なお、既に割当てを受けている申請者の使用（販売）計画数量は、使用（販売）計画数量から、割当数量の残存数量を差し引いた数量とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる。

なお、算出された数量が1 kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。

また、算出された数量のうち1 kgに満たない端数は、これを切り捨てる。

3 令和2年度に割当てを受けた者のうち、当初割当てを受けた数量と第6の1において提出された関税割当証明書等によって確認された輸入通関数量から消化率を算出（第6の1において添付された関税割当証明書の写し及びその輸入に係る関連書類の写しによって令和3年3月31日までに通関する見込みの数量も輸入通関数量に含めるが、本公表において交付される関税割当証明書の交付の日までに当該関税割当証明書を提出することとし、これを確認した結果残存数量があれば再度消化率を算出）し、その消化率が9割未満の者は、第4の1の(1)から(4)までに掲げる期間において、申請可能な数量（※）の合計は、令和2年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。

なお、令和3年1月5日（火）までに返還された割当数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）令和3年度の割当てにおいて按分となった場合、それによって削減された数量は含めない。

第8 関税割当証明書の交付及びその停止

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の割当期間の開始日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に発給するものとし、第4の1の(2)から(4)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して10日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な方法により行う。

3 関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

第9 報告

割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第10 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別添様式4）を提出するとともに、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

4 令和3年度に割当てを受けた者のうち、同年度に割当てを受けた全てのオーストラリア産エステル化でん粉その他のでん粉誘導体の関税割当証明書によって確認された通関数量の合計から算出される消化率が9割未満の者は、令和4年度における申請可能な数量（※）の合計は、令和3年度の消化率の算出に用いた通関数量を限度とする。

なお、令和4年1月4日（火）までに返還された割当数量は、消化率計算の際においては、当初割当てを受けた数量に含めないものとする。

（※）令和4年度の割当てにおいて按分となった場合、それによって削減された数量は含めない。

5 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

6 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、当省ウェブサイトにおいて公表する。